

平成29年度再資源化等業務に関する事業報告書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を実施した。

平成29年度においては、特に地方公共団体のためのセーフティネット機能の強化として、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消に向けた助言や知識の提供による支援のほか、大規模災害に備えた体制整備・被災自動車処理計画策定等に資する情報提供に向けた調査・参考文書の制作を実施し、再資源化等業務の充実を図った。

II 事業内容

平成29年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施した主要なものとは以下の通りである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、特定自動車製造業者等(年間製造・輸入台数が1万台以下の自動車製造業者、以下「1号事業者」という。)32社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成29年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で18,930台分、0.7億円の委託料金収入を収受した。

また、1号事業者における再資源化等料金等の情報に関する公表を引き続き支援するとともに、平成28年度に行った1号事業者に対する支援状況の満足度調査において寄せられた各種マニュアル類の改善要望等について、対応を行った。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成29年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で19,697台分、1.5億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

また、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、再資源化等料金を設定のうえ自動車所有者等に向け公表したが、そのうち平成29年4月に過誤が判明したエアバッグ類料金については、同月に改めて適正な料金を設定し公表したうえで、過誤の再発防止対策を講じた。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えん、その他の協力を実施した。

平成29年度は定常的な取組みにより、82市町村に対し、23,599台分、1億円の出えんを行った。

地方公共団体に向けたその他の協力事項としては、以下を実施した。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により引取業者における長期保管など20市町村の個別課題の有無を確認し、助言や現地における意見交換等の支援を行った。
- (2) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、現地の事業ニーズを確認のうえ、自治会等と連携して住民向け説明等認知度向上策を講じた。
- (3) その他、市町村が実施する当該事業の周知への協力要請に応じて、周知ポスター及び周知チラシを29市町村に配付した。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力をを行うこととしている。

平成29年度は、本業務の活用方法を毎年地方公共団体に周知しているものの、資金の出えんを要請する地方公共団体はなかった。

地方公共団体に向けたその他の協力事項としては、以下を実施した。

- (1) 残存する不適正保管100台以上の8事案、100台未満50台以上の15事案、50台未満の30事案、及び不法投棄事案数が多い上位5自治体を対象に、詳細な現地調査等により状況を整理し、事案の解消に向け当該地方公共団体と意見交換を行った。
- (2) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成29年度は以下の取組みを行った。
 - ① 新たに全国8ブロックにおいて「自治体担当者基礎知識研修(座学研修)」を開催し、関連事業者に対する地方公共団体の担当者による不法投棄・不適正保管に係る指導に要する知識を提供した。
 - ② 私有地等を含む使用済自動車等の不法投棄について、本財団のWebサイトを通じた情報提供を行った。
 - ③ 今期詳細に調査した不法投棄・不適正保管事案を分析し、地方公共団体のニーズに応じた既存の支援を拡充する対策を検討し、調査結果とあわせて国に報告した(今後は国が方針を定めるモデル事業の検討を踏まえ

て対策を確定する)。

- ④市町村担当者に向けて、要望があった12府県と協力して、不法投棄等の未然防止に資する、条例を活用した放置自動車円滑処理の事例説明を行った。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、4号業務で出えんがなかったことから、5号業務の実績もなかった。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、地方公共団体その他の者からの要請がなく、実績はなかった。

7. 大規模災害対応

新たな取組みとして、大規模災害時に発生する災害廃棄物としての使用済自動車の適正処理について、地方公共団体の担当者向けの情報提供に求められる要件について調査・整理し、手引書・事例集として取りまとめを進めた。

また、南海トラフ地震について内閣府が公表している被災予測に基づき、被災により発生する使用済自動車等のうち、地方公共団体が取扱う台数の推計を行った。

いずれも平成30年度上期に、地方公共団体に向けて普及・啓発を開始する。

なお、平成29年度の3号及び4号業務に係る繰越金0.7億円は、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、次年度以降の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

以上